

緊急災害支援融資（無担保）

(2018年4月1日現在)

商品名	緊急災害支援融資(無担保)
取扱期間	2011年3月15日(火)～2019年3月31日(日)のお申込 (2019年6月28日(金)までにご融資)
ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たしている個人の方 ① 2011年3月11日以降の地震により、申込人またはその家族(3親等以内)が被災(罹災)された方 ② 満18歳以上の方で最終ご返済時の年齢が満76歳未満の方 ※ 未成年の方は、親権者の同意書が必要となります。 ③ 近畿2府4県に居住または勤務されている方 ④ 同一勤務先に原則1年以上勤務されている方 ⑤ 安定継続した収入があり、前年度税込年収が150万円以上の方 ⑥ その他、保証機関が定めた保証基準を満たしている方 ※ ご融資実行時には、近畿勤労者互助会に加入していただきます。
ご融資金のお使いみち	以下の目的にご利用いただけます。 ① 地震被害による家屋等の復旧に関する資金 ② 地震被害による車庫の復旧、自家用自動車・耐久消費財等の復旧・購入、等に関する資金。 ③ 地震被害による復旧に要する期間の生活資金 ※ 負債整理資金・事業資金は除きます。
ご融資金額	最高 500万円(1万円単位) ※ 生活資金は100万円までとなります。 ※ 労働組合の取り決めによって異なる場合がございます。
ご融資期間	最長10年(地震被害による家屋等の復旧に関する資金は最長15年)
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元利均等毎月返済(均等返済)または元利均等毎月・ボーナス併用返済(均等加算併用返済)からお選びいただけます。 ※ 元利均等返済とは、毎月およびボーナス(年2回半年ごと)の各ご返済額(元金と利息の合計額)が一定のご返済方法です。 ・ ボーナス返済(加算返済)を併用する場合のボーナス部分のご融資割合は、総融資額の50%以内とします。また、ボーナス返済(加算返済)の最終期日は、毎月返済(均等返済)の最終期日を超えないものとします。 ・ 当金庫が定める返済日に、近畿ろうきんの返済用普通預金口座から返済額を引落す方法によりご返済いただけます。 なお、ご返済日がろうきんの休業日の場合、その翌営業日の引落としとなります。 ・ 毎月およびボーナスのご返済額は、原則、1円単位となります。 ・ 繰上返済もできます。その際、ご返済に関する手数料は不要です。
ご融資金利	年1.2%(固定金利) ※保証料が含まれています。

保証機関	(一社)日本労働者信用基金協会による保証となります。				
連帯保証人	原則、不要です。				
担保	不要です。				
返済試算額の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業店窓口にお申出いただければ、ご試算いたします。 ・ ホームページからも、ご試算いただけます。 				
苦情処理措置(ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【近畿労働金庫 お客さまセンター】</p> <p>受付時間:平日 9:00～18:00 電話番号:0120-191-968</p> <p>※「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」の資料をご用意しておりますので、ご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。</p>				
紛争解決措置(第三者機関に問題解決を相談したい場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紛争解決のご相談先として下記の第三者機関をご案内します。 ・ 下記以外の「第三者機関」については、「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」をご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>【公益社団法人 民間総合調停センター】</td> </tr> <tr> <td>受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td>【弁護士会】</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間:平日 9:30～12:00、13:00～15:00 電話番号:03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間:平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号:03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間:平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号:03-3581-2249 </td> </tr> </table> <p>※ 全国「ろうきん」の中央機関である「一般社団法人全国労働金庫協会」の「ろうきん相談所(受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:0120-177-288)」へお問合わせいただいた場合は、上記「弁護士会」をご案内しています。</p> <p>※ お客さまから、上記「弁護士会」に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、上記「弁護士会」は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>※ ご利用にあたっての詳細については、各機関へお問合わせください。</p>	【公益社団法人 民間総合調停センター】	受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:06-6364-7644	【弁護士会】	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間:平日 9:30～12:00、13:00～15:00 電話番号:03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間:平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号:03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間:平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号:03-3581-2249
【公益社団法人 民間総合調停センター】					
受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:06-6364-7644					
【弁護士会】					
<ul style="list-style-type: none"> ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間:平日 9:30～12:00、13:00～15:00 電話番号:03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間:平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号:03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間:平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号:03-3581-2249 					

(注)

- ・お申込にあたっては、当金庫および当金庫指定の保証機関の審査がございます。
- ・審査の結果によっては、ご融資をお断りする場合もございますのであらかじめご了承ください。
- ・申込書のご記入内容が事実と異なる場合、ご契約までの期間に大きな異動があった場合には、ご連絡した審査結果にかかわらず、ローン利用のご希望にそえない場合がございます。